

第3回（仮称）千葉県こども計画策定会議からの御意見と対応案

資料3 - 1

番号	意見概要	対応案
1	（原案P.37）基本的方針「（3）こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく地域・社会で支える」について、切れ目なく支えることは大事だが、分野横断的に支えることも重要であるため、「切れ目なく包括的に」としてはどうか。特に、ヤングケアラー等の支援は介護支援や障害者支援、生活困窮サービスなどの制度をクロスオーバーさせて進める必要がある。	御意見を踏まえ、基本的方針（3）を「こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく包括的に地域・社会で支える」としました。また、併せて、説明文でも「切れ目なく包括的に」の表現に修正しました。（案P.37）
2	（原案P.46）人権教育の推進について、保護者は学ぶチャンスが無いのではないかと。保護者の養育力、教育力を高めて行ける場が無いのではないかと。保護者がこどもとゆっくりと向き合いながら、その子の育ちを社会も支えてくれる、自分も応援されて子どもに向き合っているという事業がどこにあるのか。	人権教育については、「Ⅰ-1-①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有」において、保護者を含め県民の皆様が人権についての正しい理解を深められるよう、講演会の開催等を行うこととしています。（案P.44） 子育て中の家庭が孤立することがないよう地域で家庭教育を支援できる体制づくりを行うなど、社会全体で子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。
3	（原案P.192）家庭教育が非常に大事であり、全ての家庭において親の教育が大切になるが、家庭教育をどう支援していくのか。	家庭教育については、その自主性を尊重しつつ、保護者による家庭での教育を支援するため、子育てに役立つ情報提供や保護者の学習機会の充実、サポート体制づくりを進めてまいります。（案P.192）
4	（原案P.46）「Ⅰ-1-①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有」の【具体的な事業】「人権教育推進事業」について、特別支援学校でもこの点に関係する教職員の不祥事が発生しているため、特別支援学校の表記も検討していただきたい。	県立特別支援学校においても、高等学校と合同で学校人権教育研究協議会を実施するなどして、学校人権教育の推進に取り組んでいます。御意見を踏まえ、人権教育推進事業の対象に特別支援学校を追記しました。（案P.46）
5	（原案P.48,64）「1-2-①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成」などに自然と触れ合うことの大切さについて記載されているが、自然が豊かな千葉県と、その中で子どもたちが豊かに育っていくことについて、うまくアピールできるとよいのではないかと。	御意見を踏まえ、【施策の方向と具体策】に具体的な目的として「こどもが豊かな感性を身につけ、健やかに成長していけるよう」を追記しました。（案P.49）

番号	意見概要	対応案
6	(原案P.49)「1-2-①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成」の「3 こどもの読書活動の推進」で小中学校の学校図書館図書標準について触れており、今後県立高校についての実態把握等が重要になると記載されているが、特別支援学校においても読書活動は重要と考える。特別支援学校についても触れることはできないか。 なお、原案P.57の【具体的な事業】のユネスコスクール加盟への支援では、特別支援学校についても記載している。	特別支援学校における読書活動は重要だと考えており、「3 こどもの読書活動の推進」では、障害のあるこどもも含めて読書に親しむ機会を増やし、生涯を通じて読書活動に取り組む習慣づくりを推進することを記載しています。
7	日本語を理解できない外国人児童生徒が孤立しないよう、居場所づくりの視点を記載してもらいたい。	こどもにとって学校は他者と関わりながら育つ大切な居場所の一つであり「1-2-③多様性を尊重する社会づくり」の【現状と課題】に、学校が居場所となっていること、及び【施策の方向と具体策】に、日本語を母語としない児童生徒に対する特別の教育課程の編成を追記しました。(案P.61) また、こどもを対象とした地域日本語教室も、居場所として機能している例もあり、【現状と課題】にその旨を追記しました。
8	(原案P.61)「1-2-③多様性を尊重する社会づくり」の【施策の方向と具体策】の3②において、「各学校において外国人の児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう」とあるが、受入れ後にどう対応していくかということが重要ではないか。	御意見を踏まえ、外国人など日本語を母語としない児童生徒の受け入れに当たり、特別の教育課程の編成や日本語指導ができる外部人材を配置するなど、受け入れ体制の充実を図ることを記載しました。(案P.61)
9	(原案P.63)「1-2-③多様性を尊重する社会づくり」の【具体的な事業】の「外国人児童生徒等教育相談員派遣事業」では「外国人の児童生徒の母語を理解する者」を派遣するとしているが、母語を理解する者は非常に少ないため、最初は母語であっても、その後は翻訳ソフトや日本語教育に切り替えていかないと支援が行き届かないのではないか。	外国人児童生徒等教育相談員派遣事業については、母語を理解する者に限らず、児童生徒に対する必要な支援内容や各学校のニーズに合った方を配置しており、今後とも運用について改善を図ってまいります。

番号	意見概要	対応案
10	日本語以外を母国語としているこども、親を受け入れる保育園や幼稚園についても対策が必要になってくるのではないかな。	保育所等においては、日本語以外を母国語とすることも、親とのやり取りに係る通訳や翻訳のための機器の購入等のための初期費用について、市町村を通じて補助を行っているところです。また、日本語以外を母国語としているこどもや親等に対して、地域日本語教育を行っています。 幼稚園について、御意見は今後の施策検討にあたって参考とさせていただきます。
11	貧困部会で実施した調査ではヤングケアラーや不登校は貧困世帯に多いことなどが明らかになっており、スクールカウンセラー等は貧困に着目して支援する必要があるが、原案では貧困との関連が触れられておらず、修正が必要ではないかな。（原案P86、P.115、P.171）	「Ⅰ-4-①こどもの貧困対策」（案P.79）、「Ⅰ-6-③ヤングケアラーへの支援」（案P.115）、「Ⅱ-2-⑦不登校のこどもへの支援」（案P.172）において、学校現場における貧困への気づきを促すための取組やヤングケアラーや不登校と貧困との関連についての記載を追記しました。
12	（原案P.88）「1-4-①こどもの貧困対策」の「6 支援をひろげるための取組」の背景には、こどもと保護者が自ら相談しづらい状況があり、プッシュ型の支援が必要になってくると思うが、プッシュ型の支援はどういったところにあるのか教えていただきたい。 プッシュ型の支援が大切であり、プッシュ型支援を行うためには市町村との連携も非常に重要である。財政的な支援も含めて市町村との連携についてどのように考えているのか。	こどもの貧困対策におけるプッシュ型支援については、こどもの貧困に気づくためのチェックシートを用いて、周りの大人がこどもの貧困に気づき、適切な支援につなげていけるよう、市町村、学校、幼稚園、保育所等への周知を進めています。 また、市町村との連携については、現在、国において「こどもデータ連携(※)」の実証事業を進めているところであり、当該事業の成果や今後の自治体への展開に関する動向を注視しながら、必要に応じて市町村との情報共有を図ってまいります。 ※こどもデータ連携 地方自治体において、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組。
13	（原案P.109）「1-6-①児童虐待防止対策の充実」の「8 早期発見・早期対応」について、「教職員を対象に研修を行う」とあるが、児童虐待の発生率は乳幼児のほうが高い現状があるため、保育士や保育園の職員への研修は考えているのか。	保育士等を対象とした研修においては、児童虐待防止に係るカリキュラムを実施しているところです。 御意見を踏まえ、【施策の方向と具体策】にこどもと関わる職業の従事者等も対象にしていることを記載しました。（案P.109）

番号	意見概要	対応案
14	(原案P.110)「1-6-①児童虐待防止対策の充実」の【具体的な事業】「スクールカウンセラー等配置事業」について「各学校と教育事務所…配置」と記載があるが、特別支援学校には全県で3名のみの配置であり、「各学校」という表記だと特別支援学校の保護者等は当該の特別支援学校にも配置されていると誤解されないか。	全ての県立特別支援学校にスクールカウンセラー等が配置されているわけではないため、御指摘いただいた箇所について、表記を「各学校」から「学校」に修正しました。(案P.110)
15	(原案P.112、218)「1-6-②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援」の数値目標について、ファミリーホームの設置数を23か所から33か所に増やすとしているが、施設とは異なり少人数の職員でこどもたちを見ていることから、人材確保にしっかりと支援をしてもらいたい。 また、児童養護施設における人材確保のため、就職相談会や求人情報サイトへの施設紹介の掲載などに対して、補助金等の具体的な支援を盛り込んでもらいたい。	ファミリーホームの人材確保については、夜間業務等の業務負担軽減のために補助者を雇いあげる費用に対して補助をしています。 御意見は今後の施策検討にあたって参考とさせていただきます。
16	「1-7-②ネットパトロールなど情報化社会への対応とこども・若者を守る環境整備」の【現状と課題】に闇バイト問題があるが、若い人が巻き込まれていることを憂慮しているが、対策としてはどうか。啓発の段階なのか。	日頃より各公立学校に対して、警察と連携して少年非行の防止に努めることや各学校の非行防止講習の中で、「闇バイト」について取り扱うことを求めています。 また、学校警察連絡協議会等に要請し、中学校、高等学校を通じて犯罪に加担しないための指導を行っているほか、非行防止教室において少年の規範意識の向上や相談窓口等の教示を行っています。 令和6年10月には各県立学校・市町村教育委員会・教育事務所宛てに「闇バイト」に加担させないための対策についての通知を発出しました。その中で、闇バイトに絶対に関わらないように指導することや関わりを持ってしまった場合には徹底して支援することを伝えること等、注意喚起をしており、引き続き、関係機関・団体と連携した取組が、より多くの学校で実施されるよう働きかけていきます。 広報啓発では、犯罪実行者を生まないよう、学校や駅などにおけるポスター掲示やチラシの送付、動画放映のほか、SNSやラジオCMなどを活用した注意喚起を実施するほか、闇バイト等の最新のネットトラブルに対応した内容の講演を行うなど、必要な施策の検討を進めてまいります。

番号	意見概要	対応案
17	(原案P.137)「Ⅱ-1-②子育て環境の整備」の「2 保育人材の確保と資質の向上」について、具体策ではキャリアアップ研修等が記載されているが、【現状と課題】の「資質の向上」については、もう少し書き込みが必要ではないか。	【現状と課題】に、こどもたちが安心して教育・保育を受けられるよう、保育士等に必要資質の向上を図るための取組を推進することを記載しました。 (案P.137)
18	学生ボランティアやインターンシップ等としてこどもと関わることで、こどもたちを育てる道へ進む学生が増えるような環境づくりができるのではないか。	県では、保育士養成施設に対する就職促進支援事業において、あらたに中高校生等に対する保育体験講座や、学生に対する実習以外の保育現場の体験機会の提供、保育施設と連携したインターン制度の導入等の取組を行うこととしており、令和7年度予算に計上しているところです。 幼稚園教員についても、御意見を参考にしながら、人材の確保方策について検討してまいります。
19	(原案P.137)「Ⅱ-1-②子育て環境の整備」の「2 保育人材の確保と資質の向上」について、保育士の人材確保だけでなく、幼稚園についても先生が増えるよう、補助金などの取組を要望したい。	【施策の方向と具体策】に、私立幼稚園の人材確保について追記しました。【具体的な事業】に幼稚園教員の人材確保支援事業を記載しています。 (案P.138、141)
20	文化・スポーツに関する記述が弱いのではないか。 特に、(原案P.145)「Ⅱ-2-①こどもたちの自信を育む教育の土台づくり」の「4 持続可能な部活動及びスポーツ振興」ではスポーツに偏った部活動を想定した書きぶりになっているのではないか。 また、「Ⅱ-2-①こどもたちの自信を育む教育の土台づくり」全般が学校教育に閉じた書きぶりであるが、生涯スポーツなど、スポーツに関わる計画を踏まえて記載することで、(原案P.48)「Ⅰ-2-①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成」の「文化芸術や伝統文化の鑑賞・体験」が必要だという記述に呼応する形になるのではないか。	御意見を踏まえ、【現状と課題】にスポーツ・文化体験の充実について記載しました。 また、スポーツに関する取組として、県内の児童生徒をプロスポーツ公式戦に招待し、キャリア体験の機会を提供する事業である、ちば夢チャレンジ☆パスポート・プロジェクトについて記載しました。(案P.145)
21	(原案P.159)「Ⅱ-2-③居場所づくり」について、学習支援やプレイパーク、世代間交流などの地域での取組や児童館について、居場所として評価し、運営主体と連携して推進していく取組があるとよいのではないか。	御意見を踏まえ、児童館・児童遊園など既存の地域資源やNPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所等の活用などの取組の重要性について追記しました。 (案P.160)

番号	意見概要	対応案
22	(原案P.210) 推進体制のうち「有識者等による推進会議」について、計画の策定会議にはこども・若者の代表が含まれていなかったが推進会議には含めるということを明確にするため「こども・若者等を含めた有識者等による推進会議」としてはどうか。	現時点で、推進体制の会議名は仮称ではありますが、御意見を踏まえて、こども・若者の代表が含まれることを明確にするため「こども・若者等を含めた有識者等による推進会議」としました。(案P.210)
23	(原案P.210) 推進体制について、中間評価の在り方が重要であり、しっかりと評価して進捗を管理していく必要がある。	毎年度、計画に掲げる県の施策の実施状況などを点検・評価の上、公表し、計画3年目(令和9年度)を目安として見直しを行います。さらに、社会情勢の変化等により実態とのかい離が生じた場合においては、必要に応じて見直しを実施していきます。
24	(原案P.212) 外国人児童生徒等に対する支援に係る数値目標(第6章 施策推進の目標 No.5,6)について、「必要な支援が実現できている市町村教育委員会の割合」といった目標では、市町村の中の学校が1つでも、また1人に対してでも支援していれば達成したことになってしまうため、もう少し単位を小さくすることはできないのか。同様に「県立学校の割合」についても検討してもらいたい。	目標数値の元となる調査については、学校現場の負担軽減に鑑み、各市町村単位での調査としています。また、「県立学校の割合」については、各学校からの申請に対して教育相談員の配置を実施した割合としており、外国人児童生徒等への支援の充実に努めることとしています。(案P.220)
25	こども計画の原案では、第2章の冒頭で「少子化の進行」が県人口や合計特殊出生率などのグラフを用いて、深刻な課題として受け止めていることは理解できるが、目標指標に、子どもの数や出生率向上などの数値目標がないのはなぜか	個人の価値観とライフスタイルが多様化し、結婚や出産に対する意識も変わってきている中、少子化の進行に歯止めをかけるためにはこどもを安心して生み育てることができる環境をつくる必要があるとの考えのもと、計画の数値目標に「子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合」を掲げ、施策を推進してまいります。